

# くすの樹



2016年 1月

〒880-0803 宮崎市旭 1-3-20 くすの樹ビル TEL: (0985) 24-8820 FAX: (0985) 22-2937 URL: <http://miyazakichuo-lo.a.la9.jp/>



撮影 押方 梢

## 新年おめでとうございます。

新しい年を迎え、皆様いかがお過ごしでしょうか。

昨年末、年末ジャンボ宝くじの当選番号をハラハラしながら見守った方が相当数いらっしゃるのではないのでしょうか。

私たちのまわりには、民間企業のパチンコやスロットのほか、競馬、競輪、競艇、オートレースといった公営競技、宝くじやスポーツ振興くじといった公営くじなど、多種多様なギャンブルがあふれています。

2014年8月、厚労省研究班が、日本の成人のギャンブル依存有病率4.8%（米国1.6%、香港1.8%、韓国0.8%）という衝撃的な数字を公表しました。‘お金にルーズな人’の「自己責任」として切り捨てられがちだったギャンブル依存症は、自分の意思でコントロールできなくなる‘病気’であり、誰でも罹患する可能性があり、適切な治療と予防が必要なことがようやく認識され始めました。国や自治体の対策こそ急務で、無責任なカジノ誘致など許されません。

今年も、皆様とともに、生活と権利、平和憲法を守り活かしていくために、所員一同一層努力して参ります。

本年もどうぞよろしくお願ひいたします。



## 宮崎中央法律事務所

弁護士	成見 幸子
弁護士	成見 正毅
弁護士	谷口 純一
弁護士	成見 暁子
弁護士	江原 健太
弁護士	三浦 杏奈
	事務職員一同


# 立ち上がろう、主権者。 この国の在り方を決めるのは、私たち。

去年は戦後70年。この節目の年に、平和憲法のもと70年間戦争をしてこなかった日本が、遂に‘戦争’に踏み出す準備を整えました。安保法制、辺野古の米軍基地、原発再稼働、TPP、マイナンバー・・・国の在り方に関わる重大な問題について、政府は、大事なこと・本当のことを国民に隠しごまかして、押し進めようとしています。猫さんと一緒に考えてみましょう。


## 憲法違反の安保法で、 他国の戦争に加担していく。

このままでいいの?!


—自公連立の安倍政権は、これまで政府自ら憲法9条に違反するとして認めてこなかった集団的自衛権を単なる閣議決定で認めた上、具体化する法律をつくりました。

 全国の憲法学者や弁護士会、歴代内閣法制局長官、最高裁判官らが「憲法違反」と太鼓判を押して、国民の圧倒的多数が反対し、ママも若者も街頭に出て全国各地で反対運動が展開される中、昨年9月19日、安保関連法案を短時間で強行採決したのによ。

—自衛隊員の活動範囲が大きく変わりますね。

 集団的自衛権に基づき出動して他国の戦争に参加したり、戦闘地域での兵站、戦乱続く地域での治安活動、米軍防護のための武器使用など武力行使と一体化する活動に従事して、戦闘で殺されたり他国の市民の殺戮に加担したりする事態になるによ。


—政府は今年夏の参院選に影響がないよう、選挙後に本格的に始動させるようです。

 姑息というほかにやい。自衛隊員に犠牲が出、テロの危険も飛躍的に高まるによ。報復の連鎖を断ち切る平和国家ならではの国際貢献こそ必要で、安保法は廃止するしかによい。


このままでいいの?!

## 沖縄の民意無視、米軍のため 辺野古の海に巨大基地建設。

—政府は、「普天間基地の危険除去のためには辺野古への移設しかない」と言っていますが。

 移設というが、美しい辺野古の海を埋め立てて新たな巨大な米軍基地をつくることは前から計画されてたによ。世界一危険な普天間基地は直ちに返還させるべきで、辺野古新基地建設の口実にするのは許されによい。


—翁長知事を筆頭にオール沖縄で反対ですね。

 銃剣とブルドーザーで土地を奪われ、米軍基地を押しつけられてきた沖縄の人が立ち上がり、党派を超えて団結してるによ。民意を無視し賄とムチ、金、権力で黙らせようとなりふり構わぬ安倍政権の横暴は目に余るによ。


## 無責任な原発再稼働で 住民のいのちと環境を脅かす。

このままでいいの?!


—福島第一原発事故の収束の目処も立たない中、政府は原発再稼働や原発輸出を進めています。

 事故を引き起こした‘安全神話’の反省もなく、誰も事故の責任を取らない。コストのかかる安全対策は先送り。耐震基準の地震動は平均像を元にしていて、実際にはこれを超える地震が今後もあり得て超危険なのによ。原子力規制委員会委員長自身、新基準に適合しても、安全というわけではないと言ってるによ。

—なのに鹿児島島の川内原発はいち早く再稼働させました。

 日本は世界で有数の地震国である上、川内原発の周辺には火山が密集してるによ。御嶽山噴火で分かるとおり、噴火の正確な予知は不可能で、燃料棒の運び出しに必要な時間の余裕がないことは専門家の常識。火山灰による被害予測もまだまだ不十分によ。


—自治体任せの避難計画も不十分ですね。

 知事は原発から30km内の要援護者の避難計画はつくりたくないと言明。放射能の拡散方向は風向き次第。大事故時に住民の命は守られないによ。


このままでいいの?!

## TPPで農業・地域経済破壊、 国民・国家主権が奪われる。


—政府は、TPPで大筋合意と喜んでます。

 「ウソつかない。TPP断固反対。ブレない」と言って選挙に勝った自民党の公約はなんだったによか！重要5項目は守り抜くと言った公約すらも投げ捨てよって！

—宮崎も大きな打撃を受けますね。

 農業を基幹産業とする宮崎は、口蹄疫のとき農業がダメになると全ての産業に影響することを学んだによ。TPPの破壊力は計り知れず、廃業の続出は米韓FTAで証明済み。しかも極端な秘密交渉で内容は秘密だらけによ。

—TPPって、一体誰が得するのでしょうか。

 世界中に進出する多国籍企業はウハウハによ。自国民の健康や地場産業を守ろうとする国内規制はISD条項で改廃が迫られ、国家の主権が奪われるも同然によ。

## マイナンバー制度が、 国民のプライバシー権を侵害。

このままでいいの?!

—マイナンバー制度が見切り発車で開始されますね。政府は利便性を強調していますが。



各行政機関が保有する国民の個人情報を、マイナンバーをキーに国が勝手にマッチングすることを可能にする制度で、実質、国民の個人情報を一元管理するのと変わらないう。将来は預金・医療情報にもつながる予定。住基ネットを合憲とした最高裁判決を前提にしても、憲法13条（プライバシー権）侵害で憲法違反にや。また他人のマイナンバーを管理する者には罰則付きの重い義務が課されるにや。個人番号カードの申請は任意で、義務でなく、カードがなくても各種手続は可能なにや。わざわざ個人情報を国に提供してあげる必要は全くにやい。

—個人情報の漏えいも心配ですね。



韓国では大量漏えいで見直し議論が進み、アメリカはなりすまし犯罪で手が付けられない状況。日本でも漏えい事件が続いているにや。利用拡大したらますます漏れるに決まってるにや。国民には百害あって一利にやし。

## 憲法違反の政府の暴走は 主権者が止めよう。

そうだ!

—日本国憲法は、私たち一人ひとりが、自分らしくかけがえない尊厳を持った存在として生きていけるよう、基本的人権を保障しています。



他方で政府や国会など権力者たちには、憲法を守り、国民の基本的人権を侵さないよう命じてるにや。これが立憲主義というもので、現代の民主主義国家においては当然の考え方にや。ところが安倍首相は、自分が憲法よりも偉いと本気で思い込んでいて、猫はびっくりぼんにや。

—憲法に縛られているはずの安倍首相が、積極的に憲法の規定を変えようとしていますよ。



2016年夏以降、憲法の条文そのものの‘改正’を企てるらしい。まず狙われているのが、‘緊急事態条項’の創設。大震災への対応が口実だが、現在の災害対策基本法等の活用で十分対応可能で、原発の‘安全神話’など事前の対策不備の問題を憲法のせいすり替えることは許されにやい。政府の判断で基本的人権を制限できる‘緊急事態条項’の創設は、とても危険なにやだ。

—私たちはどうすればよいでしょうか。



憲法を無視し暴走する政府・国会の権力者は、主権者であるみんなで退場させるしかないにやだ。みんなにはそれができるにやだ。不断の努力（憲法12条）なにやだ。

## 個人の尊厳、両性の本質的平等に基づき 選択的夫婦別姓制度導入、 家族法の差別規定改正を!

日本では、結婚するときに法律上夫婦同姓が強制されます（民法750条）。明治憲法下の家父長制度の残滓です。実際、ほとんどの場合妻が姓を変更しており（96%以上）、女性の社会進出が進む中、多くの女性が社会生活上の不利益を被ってきました。世界的に見ると、夫婦同姓が法律上強制される国は何と日本のみ、という状況です。氏名は、個人として尊重される基礎、個人の人格の象徴であって、意思に反して変更を強いることは、憲法や条約が保障する人格権や平等権を侵害することになります。同姓でなければ‘夫婦の一体感’が育たないという意見もありますが、合理的な根拠はありません。

また現在、女性のみ6カ月の再婚禁止期間が定められ（民法733条）、婚姻適齢にも男女差があります（民法731条）。こうした差別規定に合理性はなく、平等原則違反と言わねばなりません。

1996年には、法務省の法制審議会が、これら差別規定の改正や夫婦別姓制度導入を答申し、また国連の女性差別撤廃委員会や自由権規約委員会が、日本政府に対し、これらの家族法の改正を求める勧告をこの間繰り返して重ねてきました。しかし政府も国会も、女性差別撤廃条約から30年経つのに、これら規定の改正を怠ってきました。

昨年12月16日、最高裁判所は、再婚禁止期間について100日を超える部分のみ憲法に違反すると判示し、夫婦同姓の強制は憲法に違反しないと判示しました（但し15人中、女性裁判官3人全員を含む5人が‘違憲’の反対意見）。

憲法がうたう個人の尊厳、両性の本質的平等（憲法24条）に則れば、選択的夫婦別姓制度の早期導入は国の義務というべきで、家族法の差別規定全ての改正と合わせ、速やかに実現されることが求められます。



## 事件紹介

## 再審査請求で逆転。過労死の認定を勝ち取りました

弁護士 谷口 純一

過労による脳心臓疾患や精神障害の発病ないし死亡については、労働者やその家族が請求をすると、労災が認められ補償を受けることができます。今回、労災申請段階では労災とは認められず、その後の異議申立によって逆転・労災と認められたケースを担当しましたので、ご紹介いたします（労災に関する手続き等については、Q&Aをご覧ください）。

Tさんは、とある営業所の所長をしていましたが、月に約8回もの宿直を行うなど他の職員と同じ仕事をこなしていた上（しかも宿直の次の日も仕事がありました）、管理職として、辞めた職員の穴埋めも行っていました。過重な業務により疲弊していく中で、取引先からのクレームも重なり、精神障害を発症し、平成23年6月自死に至りました。

Tさんの妻であるXさんは、平成24年10月5日、Tさんが仕事のために自死に至ったことを認めて欲しいと労災の申請をしましたが、労働基準監督署は当初労災とは認めてくれませんでした。しかし、Tさんの労働時間は非常に長く、また、取引先からのクレームを受けた後の様子もいつものTさんと大きく異なっており、Tさんの精神障害の発症は仕事が原因としか思われず、Xさんは、労働基準監督署の決定に納得できませんでした。

そこで、Xさんから依頼を受け、私と弁護士法人かなで西田・山田法律事務所の西田弁護士及び北川弁護士が代理

人となって、労働基準監督署の決定に不服を申し立てる手続きを行いました。当時の業務を知る人から陳述書を書いてもらったり、労働基準監督署の決定に対する問題点を指摘した意見書を提出したりしました。その結果、審査請求（1回目の不服申立て手続き）では認められませんでした。再審査請求（2回目の不服申立て手続き）で、Xさんが請求した労災が認められることになりました。

Xさんは、夫の死亡という極限状態の中、精神的にも大きな不安を抱えていたと思いますが、Xさんと同じような境遇の方からも支援を受け、労災認定を勝ち取るまで粘り強く頑張りました。

ワークライフバランスの大切さが言われる中、宮崎でもまだまだ多くの人が長時間の労働を強いられている現状があります。そして大切な家族が、過労のために死亡したにもかかわらず、そもそもご遺族が労災申請自体を行っていないケースが少なくありません。Xさんは、同じようなケースで悩んでいる人や、泣き寝入りしてしまいそうな人の応援になるよう、今回の結果を少しでも多くの人に知ってもらえればと思っています。大切な家族が突然亡くなり、その原因が働き過ぎにあるのではないかと、と思われる方が周りにいらっしゃれば、是非、「一度弁護士に相談してみたら」と声をかけてあげて欲しいと思います。

## 事件紹介

## 無給の司法修習は憲法違反～各地で給費制訴訟進行中

弁護士 三浦 杏奈

司法修習生とは、司法試験に合格した後、裁判官、検察官、弁護士のいずれかになるための法律実務の基礎を学ぶため、1年間、国から赴任地を決められて、各赴任地の裁判所等で研修している人たちのことをいいます。かつては、この司法修習期間中、司法修習生に対しては給与が支払われていました（給費制）。しかし、平成23年の「新65期生」と呼ばれる司法修習生から、この給費制が廃止されてしまい、司法修習生は、無給で修習を行わなければならなくなりました。司法修習中は、「修習専念義務」があるため、基本的にアルバイトは出来ず収入はありません。新65期以降の司法修習修了者の中には、奨学金債務等も含め1000万円以上の借金を抱える人もいます。

この給費制廃止の違憲性を訴え、元司法修習生が原告となり、国を被告として、全国各地（九州では福岡と熊本）で訴訟が起こされており、当事務所でも新65期生の江原弁護士と、66期生の三浦が原告となり、裁判を行っています。裁判では、司法修習生の勤労の権利や職業選択の自由が侵害されていることなどを主張しています。

国の主張は「司法修習生は自分のために教育を受けている者だから、給与を支払う必要はない。」というものです。しかし、本当にそうでしょうか。司法修習は、法律実務家の指導を直接受け、法律に携わる者として必要な知識と人格の基礎を形づくるものです。この司法修習がなければ、法律家として当然そなえるべき知識も人格も欠いた者が法律家として世に出ることとなり、司法サービスの質は落ちて、サービスの受け手である市民に不利益となってしまいます。また、そもそも、司法修習生は、準備書面を書いたり、検察庁で起訴前の人の取調べを行うなど、時に法律実務家と変

特別寄稿

## 宮商連婦人部協議会

## 業者婦人の地位向上を求めて一致団結

村上 美智子さん（宮商連婦人部協議会会長）

私たちは中小業者の営業と暮らし、いのちと健康を守り合う『宮崎県商工団体連合会(傘下組織に民主商工会)』の組織内に結成する婦人部協議会です。貴重な機会を頂きましたので、全国的な運動としても歴史の長い「所得税法第56条の廃止(以下、同法)」を求めた活動を紹介させていただきます。

私たち個人経営の事業者は「家族経営型」が主流ですが、確定申告の「白色申告者」には家族従事者(専従者)の働き分(事業主の控除額)が同法によって極端に制限されています。年間限度額が配偶者86万円、その他の専従者は50万円という低さです。



宮崎県議会に請願書を提出↑

所得税と一口に言っても給与や不動産、利子や雑所得など様々ありますが、なぜか「事業所得」だけが世帯課税として戦後の家父長制度の名残を強く引き継いでいます。事業主や家族従事者は主に国民健康保険に加入していますが、「傷病・出産手当」といった保障は無く、家族の誰か一人でも倒れたら経営困難に陥る厳しい環境です。

その一方で、一定の記帳や届け出といった各種要件を満たした「青色申告者」の専従者には、同法第57条によって社会水準並みの給与額が認められています。記帳の点で言えば、昨年からはすべての白色申告者にも「記帳の義務化」が課せられています。

私たち業者婦人は、①一税法が申告形式の違いで労働の対価を正当に認めないのは憲法違反の人権問題、②同法第56条の廃止こそが地方創生・地域活性化への近道、の想いを胸に、国会要請や政府交渉、地方議会への請願行動等に果敢に取り組んでいます。昨年10月末時点、全国で400を超える地方議会が「廃止又は見直し」の意見書採択を行っています(県内では2市2町(延岡・日向市、綾・国富町)。

昨年11月には宮崎県議会に二度目となる請願書を提出し、いま継続審査の状況となっています。率直に党派・議員間の認識に開きはありますが、業者婦人の持てるパワーでこれからも粘り強い要請行動に取り組んでいきたいと考えています。

また、県内に7つある民主商工会では、地域の中小業者が抱える様々な要求に幅広く対応しつつ、「増やしてこそ民商 増やしてこそ要求実現」と仲間づくりにも会員自身が主体的に取り組んでいます。ぜひお知り合いの業者等をご紹介ください。

皆様のご支援、ご協力の程を宜しくお願い申し上げます。



10/15全国業者婦人決起集会↑

▼ わらない仕事をしています。

現在、給費制廃止も大きな理由のひとつとして、法律家を目指す人が激減しています。また、自分が巨額の借金を抱えているため、お金になる仕事しかしない、あるいは出来ない若手法律家も出て来ています。国の司法を担う者を、国が責任を持って育てることは当然のことではないでしょうか。給費制廃止違憲訴訟団は、今後も、給費制復活に向けて活動します。

# Q&A

## 過労死・自殺

夫が突然亡くなりました。勤務先の会社で、半年前から新プロジェクトの立ち上げを任せられ、早朝から夜遅くまで休みなく働きつめの日々が続きました。仕事の原因で亡くなったのではないかと思います。何か請求できますか。



回答 弁護士 江原 健太

### Q 過労で人が死ぬのですか？

仕事による過労・ストレスが原因となって、脳血管疾患（脳出血、くも膜下出血、脳梗塞等）や虚血性心疾患（心筋梗塞、心不全等）を発症し、死亡または後遺障害を残すことがあります。また過労により大きなストレスを受け、疲労がたまり、うつ病等精神疾患を発症して自殺してしまうこともあります。過労死は日本社会の病理現象を表し、「KAROSHI」として国際的に通用する用語になっています。

2014年度は、脳・心臓疾患で277件、精神疾患で497件（うち自殺99件）の過労による労災が認定されています。

### Q どんな請求ができますか？

過労死の場合、遺族は労災の申請ができます。認定されれば、亡くなるまでの療養費、休業補償、遺族補償（遺族補償年金や葬祭料等）が支給されます。死亡ではなく本人に後遺症が残った場合にはその程度に応じ障害補償が支給されます。申請するのは遺族で、会社には協力義務があります。会社が

協力しない場合でも申請できます。

公務員の場合にも同様の補償がありますが、請求先や手続きが異なります。

### Q 仕事の原因か否かの判断は？

仕事と病気の発症に因果関係があつて初めて「業務上」の災害といえます。業務上か否かの審査の迅速化・効率化を図るため、行政の「認定指針」がつけられています。労働時間は疲労の蓄積をもたらす重要な要因とされ、脳・心臓疾患については、発症前1か月間に概ね100時間、あるいは発症前2か月から6か月間の残業時間数が月あたり概ね80時間を超えるときは、業務と発症との関連性が強いとされています。また時間のみならず、不規則勤務や出張の多さ、深夜勤務、業務による精神的緊張等仕事の質も考慮されます。自殺については、以前は否定されていましたが、遺族が裁判などをたたかい労災と認められるようになり、精神障害の認定基準も制定されました。特定の精神疾患を発症し（これにより自殺に至り）、発症前の概ね6か月間に業務により強い心理的負荷が認められ、他の要因がない場合には、労災が認められることとなります。

### Q 会社の責任は追及できますか？

会社には、雇用する労働者が心身の健康を損なうことがないように注意する「安全配慮義務」があり、会社がこれに違反して労働者に心身の健康被害を生じさせた場合には、会社に損害の賠償請求ができます。労災では認められない慰謝料や不足分を請求することができる上、企業責任を明らかにし、今後同種の過労死を生み出さない対策をとらせることが期待できます。労災が認定されても、自動的に会社の賠償義務が認められるわけではないので、見直しについては検討が必要です。

### Q 自分で手続できるか不安です

大切な家族の死亡が仕事によるものかどうか、そもそもご遺族の手に資料や情報がほとんどないことが多く、その資料収集から労働時間の算定、認定基準へのあてはめ等難しい手続きや判断を求められる場合が多いと思います。なるべく早めに、当事務所にご相談下さい。

あなたの悩みや疑問にお応えし、裁判になる場合はもちろん、資料収集や労災申請などの手続もサポートいたします。

※成年後見制度・労働審判制度・相続・離婚・交通事故については、過去の事務所ニュース(事務所HPに掲載)をご覧ください。

## 法律相談のご案内

原則その日のうちに、ご相談をお受けします

- 事前にお電話でご予約下さい。紹介者は不要です。紹介者がある場合には予約の際におっしゃって下さい。
- 法律相談料は原則として1時間以内5,400円(税込)ですが、ご準備が難しい方は、**法テラス**を利用して**無料**になる場合があります。遠慮なくお電話にてお尋ね下さい。

### 業務時間

ご予約 ☎ (0985) 24-8820

- 月曜日～金曜日 9:00～17:00
- 第1, 3, 5土曜日 9:00～13:00

宮崎駅・南宮崎駅から車で5分、バス停「裁判所前」「県庁前」から徒歩1分、「橋通1丁目」から徒歩3分。  
県庁前楠並木通りに面した、宮崎小学校正門入口へ入る角のビル。1階に駐車場有り。

